

日本原燃株式会社再処理事業所
再処理施設再処理事業変更許可申請の概要

平成22年9月
経済産業省

目 次

1	申請の要旨	1
2	主な申請内容	2
	(1) 第4低レベル廃棄物貯蔵建屋を設置し、 使用済燃料の受入れ及び貯蔵に係る施設の一部として使用	2
	(2) 使用済燃料受入れ・貯蔵建屋内に低レベル固体廃棄物の 貯蔵室を設置し、再処理設備本体の運転開始に先立ち使用	2
	(3) 第2低レベル廃棄物貯蔵建屋の一部を 再処理設備本体の運転開始に先立ち使用	2

1 申請の要旨

(1) 申請者の名称及び住所並びに代表者の氏名

名称 日本原燃株式会社

住所 青森県上北郡六ヶ所村大字尾駸字沖付4番地108

代表者氏名 代表取締役社長 川井 吉彦

(2) 事業所の名称及び所在地

名称 再処理事業所

所在地 青森県上北郡六ヶ所村大字尾駸

(3) 申請年月日

平成22年2月19日（同年6月30日及び9月13日補正）

(4) 申請内容

2 主な申請内容のとおり。

(5) 工期

工事工程	平成22年度	平成23年度	平成24年度
第4低レベル廃棄物貯蔵建屋			
建物工事	■		
機器据付		■	
作動試験			■
使用済燃料受入れ・貯蔵建屋内への低レベル固体廃棄物の貯蔵室の設置	□		
第2低レベル廃棄物貯蔵建屋の一部を再処理設備本体の運転開始に先立ち使用	□		

(6) 変更の工事に要する資金の額及び調達計画

本変更の工事に要する資金の額は28億円であり、日本政策投資銀行及び一般借入金並びに自己資金等により手当てする。

2 主な申請内容

- (1) 第4低レベル廃棄物貯蔵建屋を設置し、使用済燃料の受入れ及び貯蔵に係る施設の一部として使用

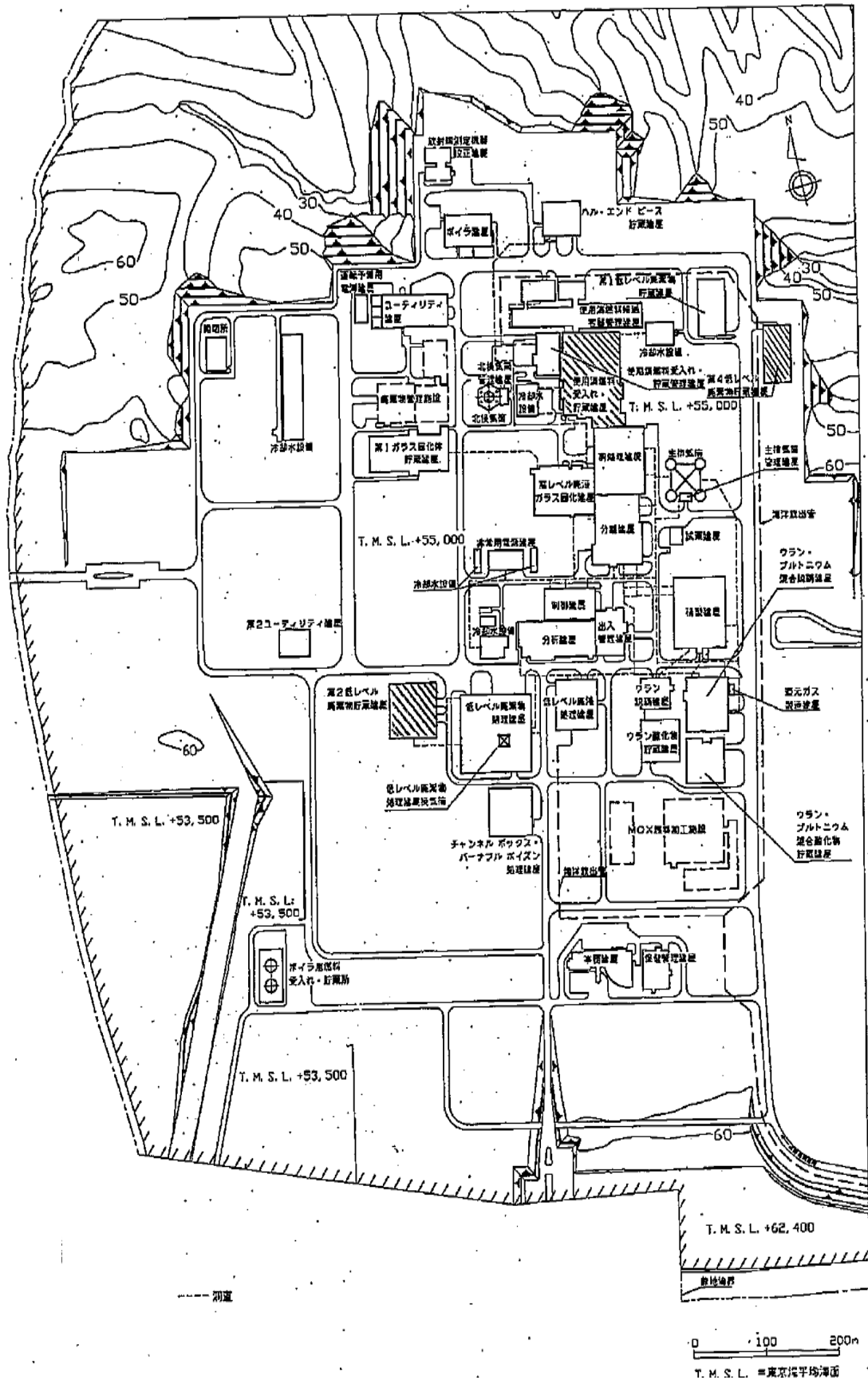
最大保管廃棄能力約13,500本(200Lドラム缶換算、以下同じ。)の第4低レベル廃棄物貯蔵系等を収容する第4低レベル廃棄物貯蔵建屋を設置し、使用済燃料の受入れ及び貯蔵に係る施設の一部として使用する。(参考資料2)

- (2) 使用済燃料受入れ・貯蔵建屋内に低レベル固体廃棄物の貯蔵室を設置し、再処理設備本体の運転開始に先立ち使用

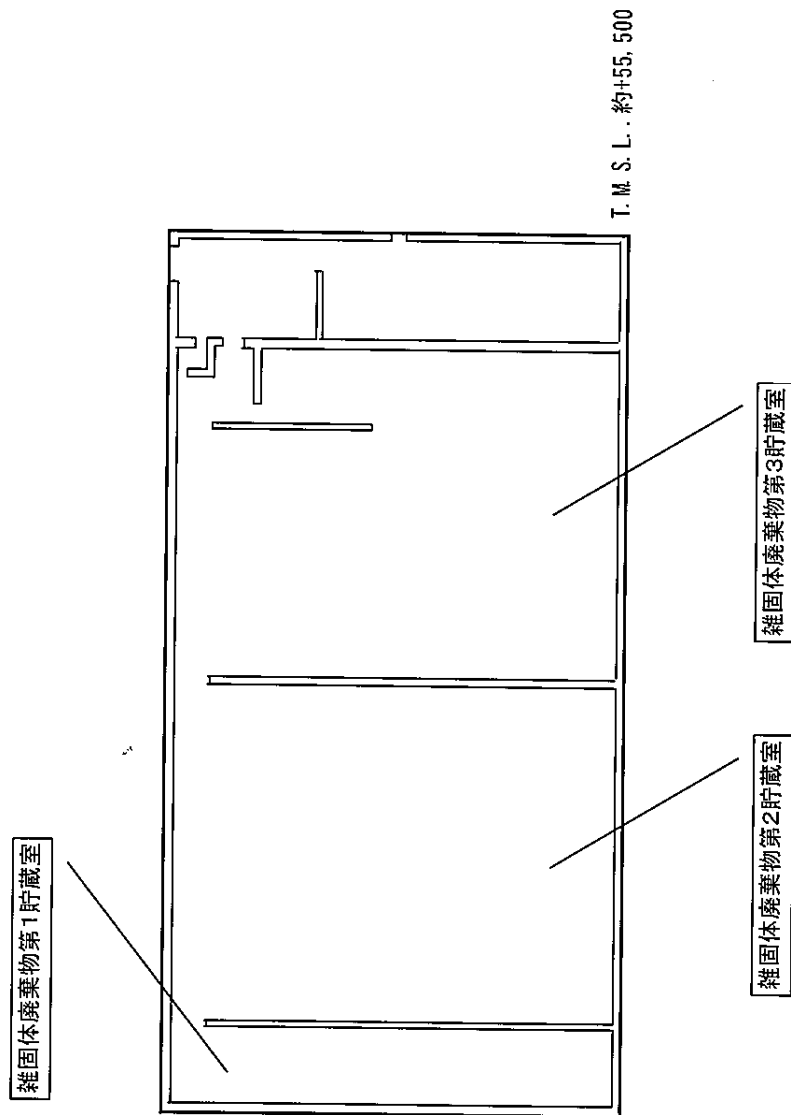
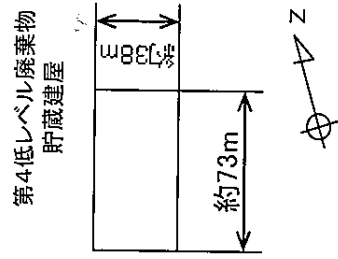
使用済燃料受入れ・貯蔵建屋内で使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設等から発生する雑固体廃棄物を貯蔵するため、最大保管廃棄能力約430本の使用済燃料受入れ・貯蔵建屋低レベル廃棄物貯蔵系(貯蔵室)を設置し、再処理設備本体の運転開始に先立ち使用する。本貯蔵系は、地下3階に1室、地下2階に2室設置する。(参考資料3-1及び3-2)

- (3) 第2低レベル廃棄物貯蔵建屋の一部を再処理設備本体の運転開始に先立ち使用

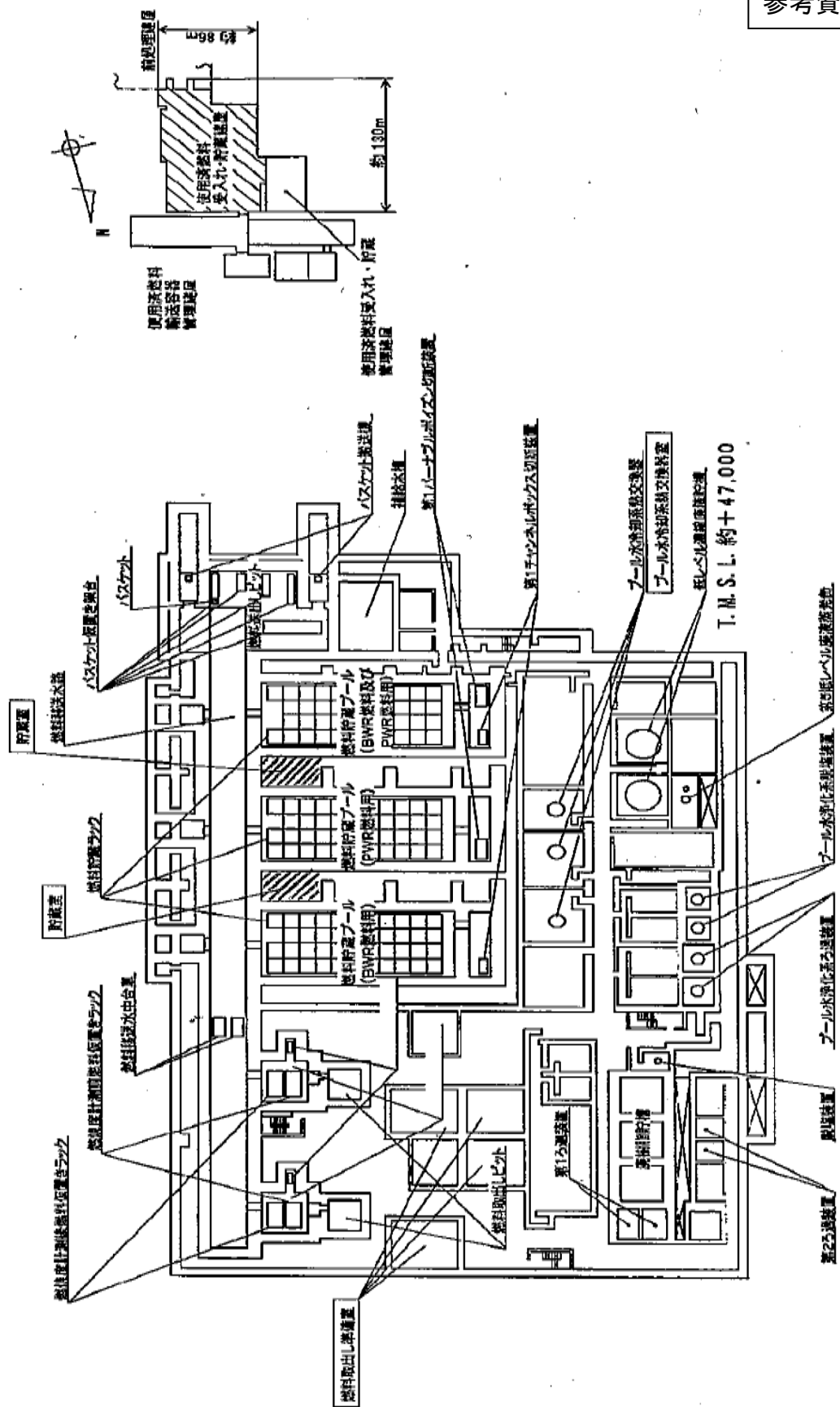
第2低レベル廃棄物貯蔵建屋の第2低レベル廃棄物貯蔵系(最大保管廃棄能力約50,000本)一部を第1貯蔵系(最大保管廃棄能力約7,500本)として再処理設備本体の運転開始に先立ち使用する(4階建ての建屋の地上1階部分と廃棄物の受入れのための設備(輸送用のクレーン等))。(参考資料4)



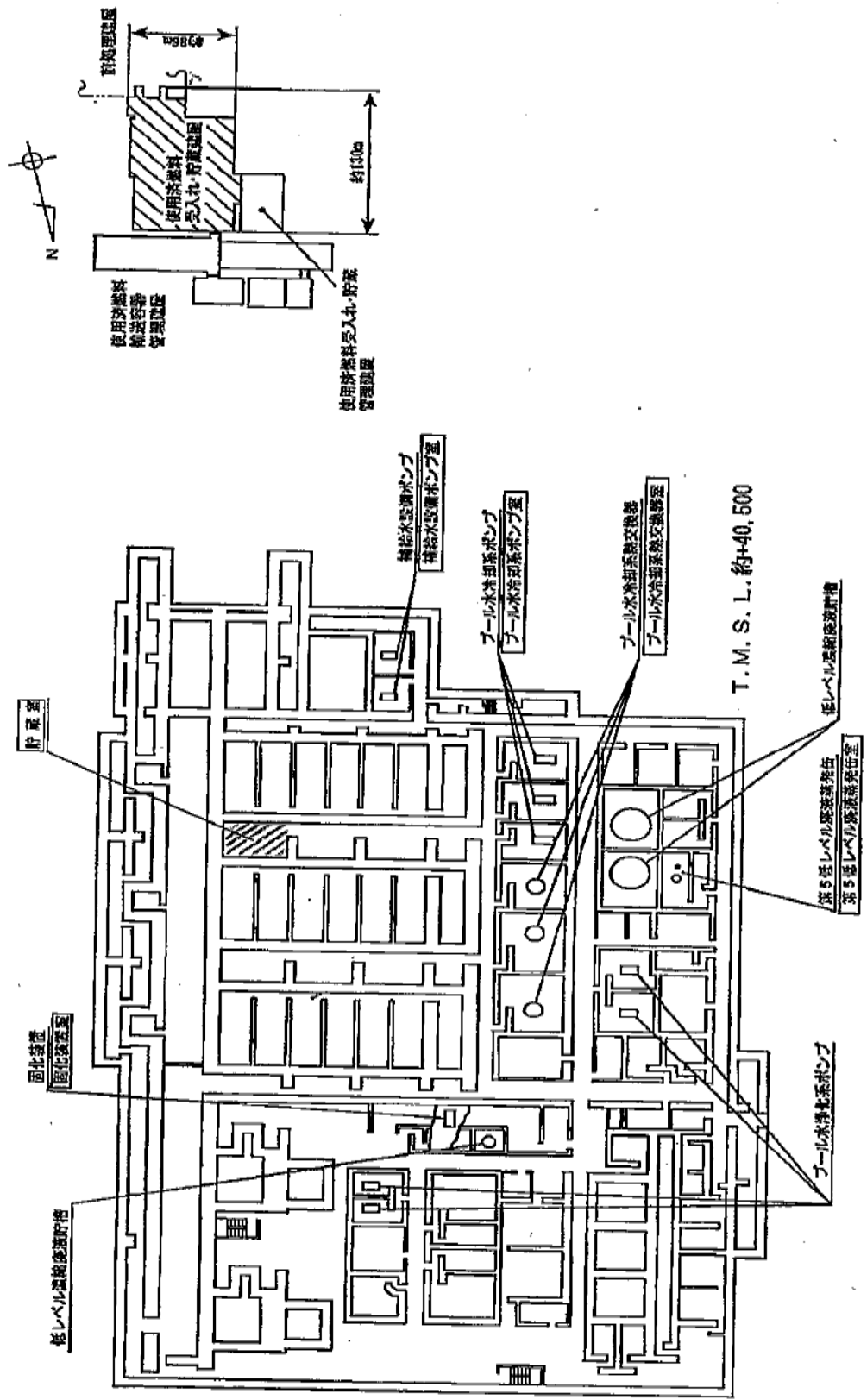
再処理施設一般配置図



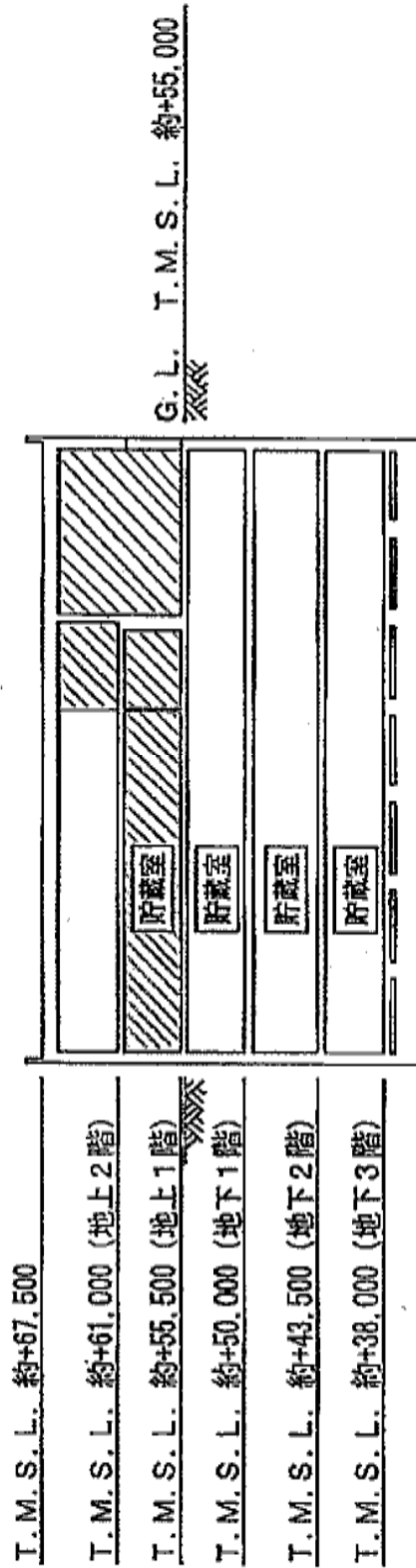
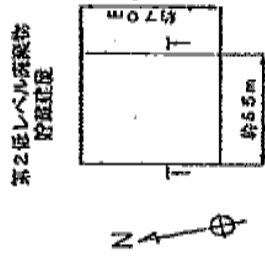
第4低レベル廃棄物貯蔵建屋機器配置図（地上1階）



使用済燃料受入れ・貯蔵建屋機器配置図 (地下2階)



使用済燃料受入れ・貯蔵建屋機器配置図 (地下3階)



第2低レベル廃棄物貯蔵建屋機器配置図 (断面図)